

匝瑳市横芝光町消防組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という。）が発注する建設工事、製造の請負、測量、調査、設計等の委託業務並びに物品の購入及び物件の借入（以下「工事等」という。）の制限付一般競争入札において、入札参加者の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため行う、郵送・事後審査方式制限付一般競争入札（以下「ダイレクト入札」という。）に関し、匝瑳市横芝光町消防組合財務規則（昭和46年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 ダイレクト入札は、次に掲げるもののうち、組合長が指定した工事等について適用する。

- (1) 建設工事のうち、設計額が200万円を超えるもの
- (2) 製造の請負（印刷物の製造の請負を除く。）のうち、設計額が200万円を超えるもの
- (3) 委託業務のうち、設計額が100万円を超えるもの
- (4) 物品の購入（印刷物の製造の請負を含む。）のうち、設計価格が150万円を超えるもの
- (5) 物件の借入のうち、設計価格が80万円を超えるもの

(入札公告等)

第3条 ダイレクト入札に関する公告（以下「入札公告」という。）は、匝瑳市横芝光町消防組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び総務課での閲覧により行う。

2 次に掲げる書類は、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

ただし、この方法によることができない者にのみ、総務課において印刷物の配布を行う。

- (1) 入札書（第1号様式）
- (2) 委任状（第2号様式）
- (3) 入札参加不適合通知書（第3号様式）
- (4) 設計図書貸出申請書（第4号様式）
- (5) 入札参加資格審査申請書（第5号様式）
- (6) 入札辞退届（第6号様式）
- (7) 入札書郵送用封筒の記載例

(設計図書等の貸出し等)

第4条 設計図書又は仕様書（以下「設計図書等」という。）は、原則としてホームページに掲載したものの閲覧及びコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うものとし、総務課での閲覧は行わない。

ただし、これらの方法によることができない者にのみ、総務課において設計図書等の印刷物の貸出しを行うことができる。

2 設計図書等の電子ファイルによる貸出し又は印刷物の貸出しを受けようとする者は、総

務課へ電話による申込みを行い、貸出日時の指定を受けた上で設計図書貸出申請書を提出しなければならない。

- 3 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。
- 4 電子ファイルによる貸出しを受けた設計図書等は、返却することを要しない。
- 5 前各項に掲げるもののほか、設計図書等の貸出し、手続その他の方法は、入札公告において明らかにするものとする。

(設計図書等に関する質疑)

第5条 設計図書等に関する質問のある場合は、入札公告に示す締切日の午後5時までに、総務課にFAXで問合せをすることができる。

(入札参加資格)

第6条 入札参加者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者（以下「匝瑳市有資格者」という。）で、匝瑳市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び匝瑳市建設工事等暴力団対策措置規則（平成18年匝瑳市規則第75号）に基づく指名除外措置を、横芝光町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「横芝光町有資格者」という。）で、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び横芝光町建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を、並びに匝瑳市有資格者又は横芝光町有資格者で匝瑳市横芝光町消防組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（以下「消防組合指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を当該工事等の公告日から開札日までの間、受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者及び次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事等の開札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあったもの
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (3) 市町税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工事等の種類及び規模等により案件ごとに定めるもの
- (入札書の提出等)

第7条 入札参加者は、入札書を簡易書留郵便により提出しなければならない。

- 2 入札書は、到着期限までに第16条に規定する郵送先に到達しなければならない。到着期限を過ぎて到着した入札書は、無効とする。
- 3 入札書の提出は、第3条第2項第7号に従い、入札書その他入札公告で指定された書類を封筒に入れ封かん（のり付け）、封印（割印）した上、表面に入札書在中の朱書きをし、裏面に次の各号に掲げる事項を記載して行わなければならない。
 - (1) 工事、委託業務名又は件名
 - (2) 工事、委託業務箇所又は納入場所
 - (3) 開札日時

- (4) 入札参加者の商号又は名称
 - (5) 氏名又は代表者氏名
 - (6) 差出人住所
- 4 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。
- 5 入札公告において内訳書の提出を求めた場合は、当該内訳書に次に掲げる事項を記載及び押印して同封しなければならない。
- (1) 工事、委託業務名又は件名
 - (2) 工事、委託業務箇所又は納入場所
 - (3) 入札参加者の商号又は名称
 - (4) 氏名又は代表者氏名
- 6 到達した入札書の書換え、引換え及び撤回は認めず、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。
- 7 入札書の到達に関する連絡は、一切行わない。
- (入札の中止)
- 第8条 到着期限までに提出された有効な入札書がないときは、当該入札を中止する。
- (入札の辞退)
- 第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日前日までに、入札辞退届（第6号様式）を総務課へ持参しなければならない。
- (開札調書の作成)
- 第10条 入札担当者は、開札日前日に、郵送された入札書同封の封筒裏面の記載事項に基づき、開札調書を作成するものとする。
- 入札参加者の資格審査は開札後に行うため、開札する全ての封筒について開札調書に記載するものとする。
- 2 入札担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。
- (開札の立会い)
- 第11条 開札の立会いは、当該入札参加者のみ認めるものとする。
- 2 入札参加者は、代理人を開札に立ち合わせるときは、委任状（第2号様式）を提出しなければならない。
- 3 開札の立会人が2人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札執行者は、入札の執行を妨害する者があるときは、退室を命じることができるものとする。
- (入札の方法等)
- 第12条 入札（開札）回数は、1回限りとする。
- 2 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の入札価格から2番目までの入札価格及び当該入札をした入札者名を公表した上で、最低価格の入札者から順次、落札候補者として資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。
- 3 落札となるべき同価格での入札者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者として

の順位を決定する。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(入札参加資格審査及び落札決定等)

第13条 落札候補者は、入札参加資格審査申請書（様式第5号）及び当該入札公告で示された書類を、提出を指示された日を含め2日以内（閉庁日を除く。以下期間表示において同じ。）に総務課へ持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

2 入札執行者は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請を受けた日を含め3日以内に審査を行わなければならない。

3 入札執行者は、審査の結果、落札候補者が不適格と認められた場合は、新たに次の順位の入札者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

4 入札執行者は、審査の結果、落札候補者が適格と認められ落札者として決定された場合、当該落札者に電話等による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。

6 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合には、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書（第3号様式）を送付するものとする。

7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、書面により入札執行者に対して求めることができる。

8 入札執行者は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

1 基本的事項

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札に関し、連合等不正行為があった者の入札
- (7) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

2 一般的事項

- (1) 入札書が、指定された郵送方法で提出されないとき。
- (2) 入札書を入れた封筒が、封かん（のり付け）、封印（割印）されていないとき。
- (3) 封筒に、必要な事項が記入されていないとき。
- (4) 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れたとき。
- (5) 封筒と入札書の記載内容が相違するとき。

(6) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しないとき。

3 内訳書の提出が義務づけられている工事等の入札

(1) 入札書同封の封筒に内訳書が同封されていないとき。

(2) 封筒、入札書及び内訳書の記載内容が相違するとき。

(3) 指定された書式の内訳書を使用していないとき。

(入札の不調)

第15条 入札の結果、落札者又は落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

(入札結果の公表)

第16条 入札結果は、契約締結後に、ホームページにおいて公表する。

(その他)

第17条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、消防組合指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2 入札参加資格審査申請書記載の配置予定技術者等は、原則として工事又は委託業務完了まで変更することはできない。

3 この要領に定めるダイレクト入札に関する連絡先及び郵送先は、次のとおりとする。

〒289-2146

千葉県匝瑳市八日市場ホ715番地

匝瑳市横芝光町消防組合総務課財政班

TEL 0479 (72) 1915

FAX 0479 (73) 6339

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に入札を執行する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

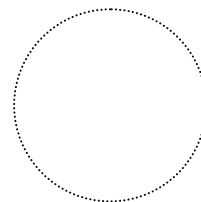
入 札 書

（ダイレクト入札用）

年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 あて

住 所
商号又は名称
職・氏 名



使用印

入札要領を遵守し、下記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって請負したいので、入札致します。

記

工事（委託業務）名 （ 件 名 ）										
工事（委託業務）箇所 （ 納 入 場 所 ）										
入 札 金 額										円

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

【注意事項】

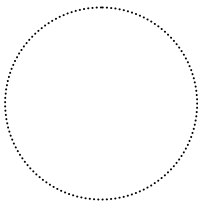
- ① 日付は、入札書作成日又は入札書投函日を記入してください。
- ② 金額は算用数字で記入し、頭書を「〒」で止めてください。
- ③ 匝瑳市建設工事等入札参加資格審査又は横芝光町建設工事等競争入札参加資格審査申請時に、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。

委 任 状
（ダイレクト入札用）

年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 あて

住 所
商号又は名称
職・氏 名



使用印

私は、都合により（ ）を代理人と定め、下記工事（委託業務・物品購入・物件の借入）の入札に関する一切の権限を委任します。

記

工事（委託業務）名 （ 件 名 ）	
工事（委託業務）箇所 （ 納 入 場 所 ）	

第 3 号様式（第 3 条関係）

入札参加不適格通知書

（ダイレクト入札用）

年 月 日

様

匝瑳市横芝光町消防組合長

印

年 月 日付けで申請のありました入札参加資格審査について、
審査の結果下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

入 札 公 告 日	
工 事（委託業務）名 （ 件 名 ）	
工事（委託業務）箇所 （ 納 入 場 所 ）	
不適格となった理由	

第4号様式（第3条関係）

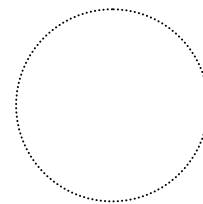
設計図書貸出申請書

（ダイレクト入札用）

年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 あて

住 所
商号又は名称
職・氏 名



使用印

下記工事（委託業務・物品購入・物件の借入）に関する、設計図書等の貸出しを申請します。なお、当該設計図書の内容を目的外に使用しないことを誓約します。

記

工事（委託業務）名 （ 件 名 ）	
工事（委託業務）箇所 （ 納 入 場 所 ）	
希 望 す る 形 式	☐ 印刷物 ☐ 電子ファイル（ファイルの種類：PDF）

総務課使用欄	受 付	／	貸 出	／	返 却	／
--------	--------	---	--------	---	--------	---

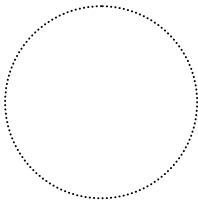
入札参加資格審査申請書

（ダイレクト入札用）

年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 あて

住 所
商号又は名称
職・氏 名



使用印

下記工事（委託業務・物品購入・物件の借入）の落札候補者となったので、入札参加資格の審査を申請します。

記

工 事 （ 委 託 業 務 ） 名 （ 件 名 ）			
工 事 （ 委 託 業 務 ） 箇 所 （ 納 入 場 所 ）			
配 置 予 定 技 術 者 等	現 場 代 理 人 （ 担 当 者 ）	氏 名	
		住 所	
		生 年 月 日	
	技 術 者	氏 名	
		住 所	
		生 年 月 日	
		法令による免許	

添付書類

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【注意事項】

- ① 「法令による免許」欄には、公告で指定があった場合のみ、当該資格の名称、取得年月日、登録番号を記入して下さい。
- ② 添付書類欄は、公告で指定された書類名を記入して下さい。
- ③ 物品購入の場合は、配置予定技術者の欄の記載は不要です。

第 6 号様式（第 3 条関係）

入 札 辞 退 届

（ダイレクト入札用）

工事（委託業務・物品購入・物件の借入）の名称_____

上記について、別紙理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

職・氏 名

⑨

匝瑳市横芝光町消防組合長 あて

【注意】

- 1 この届は、入札執行前に、総務課に直接持参するか郵送してください。
- 2 入札を無断で辞退することがないように十分に留意してください。

入 札 辞 退 理 由

2 辞退理由のうち、該当するものを○で囲んでください。

- 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
2 辞退理由のうち、該当するものを○で囲んでください。
3 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
4 辞退理由 5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。

入札書郵送用封筒の記載例（ダイレクト入札用）

【表面】

6
4
1
2
9
8
2

千葉県国際入札センター

国際入札センター 総務課 財政班 行

切 手

ダイレクト入札 入札書 在中

朱書き

【裏面】

印

工事（委託業務）名 （件名）	〇〇〇〇〇〇工事（業務）
工事（委託業務）箇 所（納入場所）	匝瑳市〇〇地先
開札日時	〇〇〇〇年〇月〇日 午前〇時〇分

印

商号又は名称	株式会社〇〇〇〇〇
氏名（代表者氏名）	〇〇〇 〇〇
差出人住所	匝瑳市〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

印

封印（割印）
3箇所

封 筒 の 規 格 例	
入札書のみを郵送する場合	長型3号（120×235）
入札書及び内訳書を郵送する場合	角型2号（240×332）

- 《注意事項》
- 封筒表面の「ダイレクト入札 入札書 在中」の文字は、朱書きをしてください。
 - 封筒は必ず、封かん（のり付け）、封印（割印）してください。
 - 印鑑は、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。